

介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ・Ⅱ）・更新研修（実務経験者）

受講に関するQ&A

ここには、よくある質問を掲載しています。各研修の開催や申し込み方法などについては、研修のお知らせ時期に公表します開催要綱等で確認してください。

≪目次≫

- Q1 専門研修課程Ⅰの受講対象者（受講要件）を教えてください。 … P 2
- Q2 専門研修課程Ⅱの受講対象者（受講要件）を教えてください。 … P 2
- Q3 更新研修（実務経験者対象）の受講対象者（受講要件）を教えてください。 … P 2
- Q4 専門研修と更新研修（実務経験者対象）の違いは何ですか？ … P 3
- Q5 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？ … P 3
- Q6 「現に介護支援専門員として実務に従事している方」とは何ですか？ … P 4
- Q7 「概ね一年」の期間に該当する期間はいつですか？ … P 4
- Q8 専門研修と更新研修のどちらも要件を満たす場合はどちらを受講すべきですか？ … P 4
- Q9 過去に一度でも専門研修過程Ⅰを受講していれば、同研修の受講は免除されますか？ … P 4
- Q10 専門（更新）研修の終了証書を紛失したので再発行はしてもらえますか？ … P 4
- Q11 「実務経験」とは何ですか？ … P 5
- Q12 実務経験として算定できる期間はいつからいつまでですか？ … P 5
- Q13 実務経験は継続した期間でなければいけませんか？ … P 5
- Q14 地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員ではない職名で配置された期間は算定できますか？ … P 5
- Q15 提出する「事例」とは、どのようなものを指しますか？ … P 6
- Q16 現在ケアマネ業務を行っていますが、実務経験年数が2年3カ月しかありません。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？ … P 6
- Q17 初めて更新をします。かつて介護支援専門員として実務に就いていましたが、今は就いていません。どの研修を受講すればいいですか？ … P 6
- Q18 介護支援専門員証の有効期間内に更新研修が受講できなかった場合（終了できなかった場合）はどうなりますか？ … P 6
- Q19 2回目の更新をします。前回の更新（有効期間満了日）以降に実務に就いていませんが、かつてケアマネとしてケアプランを作成していたので実務経験者の研修を受講できますか？ … P 7
- Q20 2回目の更新をします。1回目更新（有効期間満了日）以降に実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？ … P 7
- Q21 2回目の更新をします。1回目実務経験者として専門研修Ⅰを受講しています。2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？ … P 7
- Q22 科目の免除はありますか？ … P 7

～付録～

- 例1～3 「こんなときは、受講できない時があります！」 … P 8

Q1 専門研修課程Ⅰの受講対象者（受講要件）を教えてください。

A1 受講対象者は、次の①から③までのすべての受講要件に該当する方になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している方→Q6を参照
- ② 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある方
(令和7年度対象者：介護支援専門員証有効期間満了日令和8年12月1日以降の方)
- ③ 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が6か月以上あり、有効期間内に担当した事例の提出ができる方
「実務経験」についてはQ11を参照。
「事例」についてはQ15を参照。

※介護支援専門員として効果的にその専門性を高めるためには早期に受けることが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい。(平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照)

Q2 専門研修課程Ⅱの受講対象者（受講要件）を教えてください。

A2 受講対象者は、次の①から④までのすべての受講要件に該当する方になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している方→Q6を参照
- ② 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある方
(令和7年度対象者：介護支援専門員証有効期間満了日令和8年12月1日以降の方)
- ③ 過去に専門研修課程Ⅰ又は更新研修（実務経験者対象）を修了している方
- ④ 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に実務経験が3年以上あり、有効期間内に担当した事例を提出できる方。
「実務経験」についてはQ11を参照。
「事例」についてはQ15を参照。

※専門研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置づけられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で終了するものではなく、一定期間ごとに技術の再確認及び向上のため繰り返し受講することが望ましい。(平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照)

Q3 更新研修（実務経験者）の受講対象者（受講要件）を教えてください。

A3 受講対象者は、次の①及び②の両方の受講要件に該当する方になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内である方
(令和7年度対象者：介護支援専門員証の有効期間満了日 令和7年12月1日～令和8年11月30日)
- ② 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に実務経験があり、有効期間内に担当した事例を提出できる方
「実務経験」についてはQ11を参照。
「事例」についてはQ15を参照。

事例を提出できない方は、更新研修（未経験者）を受講してください。

Q4 専門研修と更新研修（実務経験者対象）の違いは何ですか？

A4 受講対象者が違います。

受講対象者以外の点（研修カリキュラム、研修実施機関、申込方法、開催時期等）はすべて同じです。 同時開催となります。

更新研修 (実務経験者)	<ul style="list-style-type: none"> ◎現在実務に就いている方もしくは有効期間内で実務に就いていた方 ◎鹿児島県登録の方（受講地変更が受理されている他県登録の方は受講可能） ◎令和7年度：介護支援専門員証有効期間満了日が令和7年12月1日～令和8年11月30日の方 ◎介護支援専門員証の有効期間内に担当した事例を提出できる方
専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ◎現在実務に就いている方 ◎鹿児島県登録の方（受講地変更が受理されている他県登録の方は受講可能） ◎令和7年度：介護支援専門員証有効期間満了日が令和8年12月1日以降の方 ◎介護支援専門員証の有効期間内に担当した事例を提出できる方 ◎実務経験年数6か月以上の方→専門研修課程Ⅰ受講可能 有効期間内の実務経験年数3年以上の方→専門研修課程Ⅱもしくは専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ受講可能

専門研修を受講することにより、更新研修は免除されます。

専門研修の受講要件を満たす方は、更新研修を待つことなく、早い機会に専門研修を受講されることをお勧めします。

毎年、体調不良等の諸般の事情により、急遽研修の受講が出来ず、更新手続きが行えないケースが見受けられます。この場合、有効期間が満了し、介護支援専門員として実務に就くことができませんのでご注意ください。

Q5 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？

A5 パソコン（受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。）、有線または、無線LANによるインターネット環境（LET通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。）、ヘッドセット等をご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

（厚生労働省「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」参照）

Q6 専門研修の受講要件の「現に介護支援専門員として実務に従事している方」とは何ですか？

A6 次の（ア）から（キ）のいずれかの事業所等において、受講申込時点で、自分でサービス計画書の作成業務を行っている者をいいます。（平成18年6月15日付け老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）

- （ア）居宅介護支援事業所
 - （イ）特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
 - （ウ）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
 - （エ）介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
 - （オ）介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
 - （カ）介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
 - （キ）介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
- ※ 短期入所生活介護（ショートステイ）は（ア）～（キ）のいずれにも該当しません。
※ 兼務の場合も含まれます。

Q7 専門研修課程Ⅱ及び更新研修（実務経験者）の受講要件の「概ね1年」の期間に該当する期間はいつですか？

A7 専門研修Ⅱ・更新研修が終了するのが例年11月中になることから、「概ね1年」の起算日をその年の12月1日とします。

よって、令和7年度専門研修課程Ⅱ対象者は、介護支援専門員証の有効期間満了日が令和8年12月1日以降の方

令和7年度更新研修対象者は、介護支援専門員証の有効期間満了日が令和7年12月1日～令和8年11月30日に該当する方です。

Q8 専門研修と更新研修のどちらも要件を満たす場合は、どちらを受講すべきですか？

A8 更新研修（実務経験者）を受講してください。→Q3. Q4参照

受講要件を満たしている方が、更新研修と専門研修の区分を誤って申し込んだとしても、事務局において区分を修正して受け付けます。

Q9 過去に一度でも専門研修課程Ⅰを受講していれば、同研修の受講は免除されますか？

A9 実務経験者として介護支援専門員証を更新した方が、次回以降も続けて実務経験者として介護支援専門員証を更新する場合には、専門研修課程Ⅰ及び更新研修（実務経験者）専門研修課程Ⅰ相当部分の受講が免除されます。ただし、更新研修（実務未経験者）又は再研修を受講・修了したことがある方で、更新研修（実務未経験者）又は再研修の修了後に、専門研修課程Ⅰ又は更新研修（実務経験者88時間）のいずれも受講・修了したことがない方は、新たに専門研修過程Ⅰ又は更新研修（実務経験者88時間）を受講しなければなりません。

Q10 専門（更新）研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？

A10 修了証書は再発行できませんので、絶対に紛失しないよう大切に保管してください。

Q11 専門研修・更新研修（実務経験者）の受講要件の「実務経験」とは何ですか？

A11 介護支援専門員として、Q6に掲げる事業所等において自分でサービス計画書の作成業務を行った経験をいいます。よって、該当する事業所等において勤務していても、自分でサービス計画書の作成を行っていない方は、実務未経験になります（平成18年6月15日付け老発第 0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）。

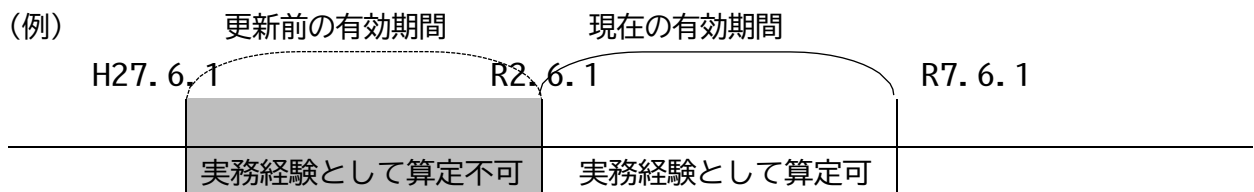
なお、前任の介護支援専門員等、自分以外の他者が作成したサービス計画書に基づいてケアマネジメント業務を行っていた場合は、自分でサービス計画書を作成していないため、実務未経験になります。

また、自分でサービス計画書の作成を行っていた経験がある方でも、一連のケアマネジメントの流れを踏まえた事例を提出できなかったために実務経験者対象の更新研修を受講できなかった場合も実務未経験者とみなします。

※ 自分でサービス計画書を作成した経験がないにもかかわらず、実務経験者として受講申込みした場合、そもそも受講資格がないため受講は無効となり、介護支援専門員証の更新はできません。

Q12 実務経験として算定できる期間はいつからいつまでですか？

A12 現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日の5年前から研修申込時点までの期間です。



Q13 実務経験は継続した期間でなければいけませんか？

A13 継続している必要はありません。各事業所での実務経験を合算してください。ただし、複数の事業所における実務経験が重複している場合、いずれか1つの事業所における実務経験のみを算定してください。

(例) 令和元年 6月1日～令和2年3月31日 A事業所で実務経験 10か月
令和2年10月1日～令和3年3月31日 A事業所で実務経験 6か月
令和3年 1月1日～令和4年3月31日 B事業所で実務経験 12か月
⇒ (10か月+6か月+12か月) - 3か月 = 25か月 (2年1か月) の実務経験
※令和3年1月1日～令和3年3月31日までの3か月は重複のため除く

Q14 地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員ではない職名で配置された期間は算定できますか？

A14 実態として、専任の介護支援専門員として介護予防サービス計画を作成していた場合は、職名に関わらず当該期間を算定できます。

Q15 提出する「事例」とは、どのようなものを指しますか？

- A15 ・介護支援専門員証の有効期間内に担当したもの
・一連のケアマネジメントプロセス（（インテーク）、アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、ケアプランの実施、モニタリング、（評価））を一通り以上しているもの

提出様式や提出物については、各研修の開催要項に従ってください。

専門研修・更新研修（実務経験者）は介護支援専門員証の有効期間内に担当した事例の提出が必須です。事例が提出できない場合は、実務未経験者向け更新研修を受講してください。

Q16 現在ケアマネ業務を行っていますが、実務経験年数が2年3カ月しかありません。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？

A16 できません。

専門研修Ⅱは受講要件として、現在介護支援専門員として実務についていること、介護支援専門員証の有効期間内に3年以上の実務経験年数が必要となります。今回は受講要件がありません。

なお、基準とする日は申し込み時点としますので、専門研修Ⅱの申込日までに実務経験年数3年を満たす場合に受講が可能となります。

ただし、介護支援専門員の業務から離れる場合には受講要件がなくなります。その場合には申し込み後であっても速やかに事務局まで連絡をお願いします。

※専門研修Ⅰの場合は、現在介護支援専門員として実務についており、専門研修Ⅰの申込日までに6カ月以上の実務経験年数を満たしていれば受講可となります。

Q17 初めて更新をします。かつて介護支援専門員として実務についていたが、今はついていません。どの研修を受講すればいいですか？

A17 更新研修（実務経験者88時間）を受講してください。

介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務についていた方は、原則として更新研修（実務経験者88時間）を受講してください。ただし、介護支援専門員として実務についていた期間が大変短い方、事例を提出できない方、補助的な業務のみでサービス計画の作成を行っていない方などは、更新研修（実務未経験者）を受講してください。

※更新研修（実務未経験者）につきましては、鹿児島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

Q18 介護支援専門員証の有効期間内に更新研修が受講できなかった場合（終了できなかった場合）はどうなりますか？

A18 残念ながら有効期間内に終了できなかった場合には、更新手続きができません。

有効期間が満了してしまいますので、介護支援専門員として実務につくことができなくなります。有効期間が満了した場合、「再研修」を受講してください。

※再研修につきましては、鹿児島県社会福祉協議会にお問い合わせください

Q19 2回目の更新をします。前回の更新（有効期間満了日）以降に実務に就いていませんが、かつてケアマネとしてケアプランを作成していたので、実務経験者の研修を受講できますか？

A19 できません。前回の更新前の経験は考慮されません。
前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていない場合は、実務未経験者となります。今回の更新の際には更新研修（実務未経験者）を受講してください。
詳しくはフローチャートでご確認ください。
※更新研修（実務未経験者）につきましては、鹿児島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

Q20 2回目の更新をします。1回目更新（有効期間満了日）以降に実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A20 今回は更新研修（実務経験者88時間）を受講してください。
※現在実務に就いている方は、受講要件を満たせば専門研修の受講が可能です。
詳しくはフローチャートでご確認ください。
専門研修を受講することで更新研修は免除されます。受講要件を満たす場合は速やかに専門研修を受講することをお勧めします。

Q21 2回目の更新をします。1回目実務経験者として専門研修Ⅰを受講しています。2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A21 前回の有効期間満了後から今回の有効期間内（5年間）での実務経験、現在実務に就いているかどうかなどによって受講する研修が異なります。
★1回目更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていたことがある場合、専門研修Ⅱ（現在実務に就いている方）もしくは更新研修32時間専門Ⅱ相当を受講してください。
★1回目更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていない場合、更新研修（実務未経験者）を受講してください
※更新研修（実務未経験者）につきましては、鹿児島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

詳しくはフローチャートでご確認ください。

Q22 科目の免除はありますか？

A21 専門研修・主任介護支援専門員更新研修を受講することで更新研修が免除されます。
専門研修の受講要件を満たしましたら、速やかに受講されることをお勧めします。

例1 提出した担当事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報に記載されている。

対策 担当事例に登場する個人、団体等に関する個人情報（利用者の氏名、利用者の家族・親族氏名、担当者氏名、医療機関名称、サービス事業所名称、インフォーマルサービス機関名称 等）や添付書類に記載された個人情報（受講要件の確認等に必要のない個人氏名等）は、すべて記号化（例：利用者A氏、長男B氏、C医療機関 等）してください。

※個人情報保護への配慮は、介護支援専門員として実際にサービスを提供するに当たり必ず求められるものです。提出前に、個人情報がすべて記号化されているか必ず確認してください。

例2 申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込手続きに漏れがある。

対策 次のような場合は申込期限を過ぎてからの申込とみなされるため、申込を受け付けることができません。申込期限までに、手続きに漏れないように申込をしてください。

- (例) ・郵送した申込書類が、申込期限の翌日に事務局に配達された。（締切日必着が原則です）
- ・インターネット（受講管理システム）申込は申込期限までに行ったが、申込書類の郵送をしなかった。
 - ・インターネット（受講管理システム）での申込を行わずに、申込書類の郵送をした。
 - ・申込期限に間に合わないと思い、FAX やメールで申し込んだ。

例3 他者が作成したものを事例として提出している。

対策 提出した事例が、次のように実際に自ら担当した事例ではない場合、申込を受け付けることができません。万が一、受講決定後、または研修修了後に実際に自ら担当した事例ではないことが判明した場合、受講又は修了を取り消します。その結果、介護支援専門員証を更新できなくなったとしても、自己責任です。

- (例) ・提出した事例が、前任の介護支援専門員や過去に介護支援専門員更新研修又は専門研修を受講したことのある者等、他者が作成したものである。
- ・提出した事例が、前任の介護支援専門員等から引き継いだケアプラン等に基づいてケアマネジメント業務を行った事例であり、自らはケアプラン等を作成していない。